

報告事項 1（周知・報告）

令和 7 年度第 1 学期（令和 7 年 4 月 1 日以降同年 8 月 31 日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 19 日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和7年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和7年4月1日から同年8月31日まで

2 概 要

期間中、12件（12名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	1〔1〕	0〔1〕	5〔1〕	0〔0〕	6〔3〕
支援学校	0〔1〕	0〔2〕	1〔1〕	1〔1〕	2〔5〕
中学校	2〔1〕	0〔2〕	0〔0〕	0〔1〕	2〔4〕
小学校	1〔0〕	0〔2〕	1〔0〕	0〔1〕	2〔3〕
合 計	4〔3〕	0〔7〕	7〔2〕	1〔3〕	12〔15〕

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	2〔2〕	0〔6〕	5〔0〕	1〔0〕	8〔8〕
公金公物関係	0〔0〕	0〔0〕	2〔2〕	0〔0〕	2〔2〕
公務外非行関係	2〔1〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔1〕	2〔2〕
交通法規違反等	0〔0〕	0〔1〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔1〕
管理監督責任	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔2〕	0〔2〕
合 計	4〔3〕	0〔7〕	7〔2〕	1〔3〕	12〔15〕

（1）一般服務関係…8件（8名）

①体罰…2件（2名）

・ 市立小学校 男性首席（元校長）（44歳）『減給3月』

令和6年12月13日、授業中、自身の指導に軽い返事をした被害児童に対し、左上腕を下から掴み、上に引っ張り上げるなどの体罰を行ったほか、「校長先生に対する返事か」などと強く叱責した。

また、保護者より被害児童に発言した内容を尋ねられた際、実際に発言した厳しい言い方よりも穏やかな言い方に変えて説明し、保護者に不信感を与えた。

・ 府立高等学校 男性教諭（58歳）『減給3月』

令和7年1月27日、校則違反であるスカートの下にジャージを履いた被害生徒を目撃した際に、背後から、右手で被害生徒の右側頭部の髪の毛の根本あたりを強く掴んで引っ張るなどの体罰を行った。

[管理監督責任]

校 長（55歳） 厳重注意

②生徒へのわいせつな行為… 1 件（1 名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（39 歳）『免職』

前勤務校の女子卒業生 2 名（未成年）に対し、みだらな行為をした。

③校内盗撮… 1 件（1 名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（40 歳）『免職』

令和 7 年 4 月 14 日及び 15 日にかけて、勤務校の女子トイレにカメラを設置して盗撮し、その映像を自宅のパソコンに保存した。また、本件発覚後、自身の盗撮行為について虚偽の説明を繰り返した。

[管理監督責任]

校 長（48 歳） 訓告

④生徒へのセクシュアル・ハラスメント… 2 件（2 名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（37 歳）『減給 1 月』

令和 5 年度から 6 年度にかけて、体育の授業で水難救助訓練をしていた際、女子生徒の背後から両手首を掴んで持ち上げる行為をしたほか、部活動の指導の際、女子生徒の腕や肩甲骨を触るなどした。

[管理監督責任]

校 長（63 歳） 厳重注意

- ・ 府立高等学校 男性教諭（24 歳）『減給 3 月』

令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月にかけて、女子生徒の小テストやノートなどに授業とは関係のないメッセージを記載したほか、補習の際や放課後に、女子生徒の髪や手、腰を触るなどした。

[管理監督責任]

校 長（53 歳） 厳重注意

⑤生徒らへの不適切な言動… 1 件（1 名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（26 歳）『減給 1 月』

令和 6 年 11 月から令和 7 年 2 月までの間において、女子生徒に対し「性格がブス（ブサイク）」などの不適切な発言をした。

[管理監督責任]

校 長（63 歳） 厳重注意

⑥所属教員へのパワー・ハラスメント… 1 件（1 名）

- ・ 支援学校 女性准校長（48 歳）『戒告』

前任校の校長であった、令和 5 年 4 月から令和 6 年 7 月にかけて、3

名の教員に対し、威圧的に叱責するなど、計３０件のハラスメント行為を行った。

（２）公金公物関係…２件（２名）

①通勤手当の不正受給…２件（２名）

- ・ 府立高等学校 女性教諭（５０歳）『減給１月』

電車とバスを利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、自宅から勤務校まで自家用車による認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

- ・ 府立支援学校 男性教諭（４４歳）『減給１月』

令和５年２月から令和６年３月にかけて、届け出た通勤経路と異なる経路で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行関係…２件（２名）

③生徒へのわいせつ行為…１件（１名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（４８歳）『免職』

平成１９年頃、前勤務校の女子生徒に対し、添い寝やハグをしたほか、着衣の上から胸や臀部を触る、おでこや頬や首にキスをするなどのわいせつな行為を行った。

②盗撮…１件（１名）

- ・ 市立小学校 男性講師（２６歳）『免職』

令和７年４月から５月１５日にかけて、通勤途中のバス車内や商業施設内において、女子高校生等のスカートの中を複数回盗撮した。

3 府教委の主な取組み

- 令和7年4月から7月にかけて、「府立学校・小・中・義務教育学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事防止ガイドブック」や「不祥事防止ワークシート集」等を活用した校内研修等の実施を指示した。

- 令和7年7月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、令和7年3月に本府が作成した「不祥事防止ガイドブック」を使用し、服務の適正化に向けた取り組みを実施するとともに、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）、性暴力・性犯罪の根絶に向けた関係資料を添付し、それらを活用することや、所属教職員に対して、「なぜ、不祥事・不正行為を行ってはいけないか」「不祥事・不正行為を行うとどうなるか」「不祥事や不正行為はどのように発覚するのか」の3点を挙げ、具体的に指導し綱紀の保持に遺漏なきよう取り組むよう指示した。

- 令和7年8月、臨時府立学校長会を開催し、府立学校長・准校長に対して、令和7年7月に国から通知があった「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」に係る説明、教職員の綱紀の保持についての通達や「不祥事防止ガイドブック」等を活用した研修を改めて実施することや児童生徒性暴力等は、「原則懲戒免職処分の対象となること」、「児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと」等を今一度周知すること、教員と児童生徒等が2人きりになるなど、第三者の目が行き届きにくい環境や場面をできる限り減らすこと、いじめ等アンケート、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート等を適切に実施することなどについて指示した。

■令和7年度 懲戒処分の内訳(令和7年4月1日～同年8月31日)

(單位:人)

		R7年度																R6年度																									
		高校				支援学校				中学校				小学校				R7年度合計					高校				支援学校				中学校				小学校				R6年度合計				
		免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	態様別 合計	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	態様別 合計				
一般服従 関係	体罰・暴行			1											1		0	0	2	0	2												1			0	1	0	0	1			
	特別休暇の虚偽申請																0	0	0	0	0					2									0	2	0	0	2				
	児童生徒へのわいせつ・セクハラ行為等			2					1								1	0	2	0	3				1			1							2	0	0	0	2				
	生徒への不適切な言動等			1													0	0	1	0	1		1				1							0	2	0	0	2					
	所属教員へのパワーハラスメント								1								0	0	0	1	1						1							0	1	0	0	1					
	校内盗撮									1							1	0	0	0	1													0	0	0	0	0					
公金・公物 関係	通勤手当の不正受給			1				1								0	0	2	0	2			1			1								0	0	2	0	2					
公務外非行 関係	窃盗															0	0	0	0	0	0	1											1	0	0	0	1						
	生徒へのわいせつ行為	1														1	0	0	0	1													0	0	0	0	0						
	器物損壊															0	0	0	0	0						1							0	0	0	1	1						
	盗撮												1			1	0	0	0	1													0	0	0	0	0						
交通事故・ 交通法規違反	無免許運転・酒気帯び運転															0	0	0	0	0								1					0	1	0	0	1						
管理監督責任																0	0	0	0	0									1			1		0	0	0	2	2					
校種・種別ごとの合計		1	0	5	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	0	1	0	4	0	7	1	12	1	1	1	0	1	2	1	1	1	2	0	1	0	2	0	1	3	7	2	3	15
校種別合計		6				2				2				2				12					3				5				4				3				15				